

令和4年9月8日
長岡第十小学校

新型コロナウイルス感染症で陽性になった場合の自宅療養期間の短縮について

新型コロナウイルス感染症で陽性になった場合の自宅療養期間が、9月7日から短縮されました。

については下記要件等に当てはまるようであれば、登校が可能ですのでご確認ください。

①有症状陽性者の場合

発症日から7日間経過した場合は、8日目に療養解除となります。

ただし、10日間経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食を避け、マスクを着用する等、感染対策をお願いします。

②無症状陽性者の場合

通常は検査を実施した日から7日間経過した場合は、8日目に療養解除となります。

加えて、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合は、6日目に解除となります。

ただし、7日間を経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食を避け、マスクを着用する等、感染対策をお願いします。

詳細については 京都府のホームページをご確認ください。

<https://www.pref.kyoto.jp/kentai/corona/youseisha.html>

なお、陽性者と生活を共にする家族や同居者の待機期間は、これまでと変更なく5日間（6日目解除）です。

また、療養解除後及び濃厚接触者の自宅待機終了後の感染対策期間については、体育や中学校の部活動等のマスクをはずす活動への参加については、自粛していただきますようお願いいたします。